

議員提出第四十三号議案

大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について

大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日提出

大分県議会議員 阿 部 英 仁

大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第一条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十六年十二月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（期末手当の内払）

2 第一条の規定による改正後の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の同条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の同条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

人事委員会の勧告、各県の給与改定等の事情を考慮して、期末手当を改定する必要があるので提出する。